

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会職場のハラスメントに対する基本方針（ハラスメント防止ポリシー）

- 1 社会福祉法人みよし市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、職場におけるハラスメントを許しません。
- 2 本会は、ハラスメントのない職場環境の確保のため、以下の取り組みを継続的に実施します。
 - (1)「職場における職場におけるハラスメント防止に関する要綱」の周知徹底を図ります。
 - (2)職場におけるハラスメントの相談窓口を設置し、広く相談・苦情に対応します。相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談したこと、又は事実確認などを含めて問題解決と再発防止に取り組みます。
 - (3)職場におけるハラスメントに対しては、理解・啓発のための研修を行いハラスメントのない職場環境づくりを行います。
- 3 この指針の対象は、正職員、再任用職員、特定業務職員、臨時職員及び事務局長とし、本会で働いている全ての職員を含みます。
- 4 相談者を含め、事実確認に協力した方に不利益な取り扱いは行いません。

令和3年4月1日制定
令和6年1月1日改訂